

●香川県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年2月14日から同年3月7日まで一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 道路の種類 県道（主要地方道）

2 路線名 志度山川線（3号）

3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市志度字寺町904番2 地先から さぬき市志度字寺町912番12 地先まで	10.8~14.7	90	令和2年香川県告示第238号で 変更した区域の一部 平成30年香川県告示第6号で 変更した区域の一部
さぬき市志度字寺町911番7 地先から さぬき市志度字寺町917番2 地先まで	11.1~17.6	12	

4 供用開始の期日 令和4年2月14日